

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、全国語学ビジネス観光教育協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この協会は、事務所を東京都に置く。

(支 部)

第 3 条 この協会は理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(部 会)

第 4 条 本会内に会員校の社会的地位向上、教育内容充実のため、部会を設置することができる。

2. 部会の設置に当たっては、その代表者より、設立趣旨、規約、年度事業計画書及びこれに伴う収支予算等を添え理事長にこれを届け出て、理事会の承認を経なければならない。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 この協会は、語学及び観光等ビジネス学校教育の充実向上を図り、教育改善・発展と国際交流に貢献すると共に、あわせてわが国の生涯学習の普及振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 6 条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 語学及び観光等ビジネス教育に関する調査研究
- (2) 教職員等の指導育成のための研究会・講習会等の開催
- (3) 教材等に関する調査研究及び教科書等の刊行
- (4) 在学生・卒業生及び社会人等の語学・観光等教育向上のための検定試験の施行
- (5) 学校運営に関する調査及び指導育成、並びに研究物等の刊行
- (6) 関係諸団体との親睦及び連絡連携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別及び会費)

第7条 この協会の会員及び会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員……学校設置の認可を得た専修学校・各種学校を代表する者で、この協会の目的に賛同し、会費年額30,000円を納めた者。
- (2) 賛助会員…この協会の目的事業を賛助する者で、会費年額30,000円以上を納めた者。

(入会及び入会金)

第8条 会員になろうとする者は、次の入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

入会金 1校 10万円
会 費 前条で定める金額

2. 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。この場合においても会員は既往の義務及び民事上の責任は免れることができない。

- (1) 退 会
- (2) 除 名
- (3) 第7条第1項第1号（正会員）に規定する者の学校が廃止され、又は休校が2年以上に及ぶとき

(退会又は異動手続)

第10条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

2. 第7条第1項第1号に規定する者が、その身分を離れたときは、本人又は代理人はその旨に理由を付して、またその継承者が決定した時は、これを証明するに足る書面を付してそれぞれ速やかに理事長に届け出て、理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を3年以上滞納したとき
- (2) この協会の会員としての義務に違反したとき
- (3) この協会の名誉を傷つけ、又はこの協会の目的に反する行為のあったとき

第4章 役員及び顧問等並びに職員

(役員)

第12条 この協会には、次の役員を置く。

- 理事 5名以上10名以内
- 監事 1名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、正会員のうちから総会で選任し、理事は互選で、理事長1名、副理事長若干名及び常務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この協会の事務を総理し、この協会を代表する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
3. 常務理事は総会又は理事会の決議により、本会の会務を執行する。
4. 理事は理事会を組織し、この定款に定める事項のほか、総会に属する権限以外の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この協会の業務及び財産に関し、次の各号に規程する職務を行う。

- (1) 協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この協会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者、又は現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4. 役員は会員の資格を喪失したときは、役員職を失うものとする。
5. 役員は、この協会の役員にふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事会の決議により、理事長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(顧問等)

第18条 この協会には、名誉会長1名、会長1名、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2. 前項の職務につく者は、理事会で推薦し、総会で承認した者につき理事長がこれを委嘱し、理事長の諮問に応ずるものとする。

3. 顧問等の任期は、2年とする。

(職員)

第19条 この協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3. 職員は有給とし、理事会の議を経て理事長がこれを任免する。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第20条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から20日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席と見なす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第22条 総会は、第7条第1項第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が召集する。

2. 臨時総会は、理事会又は監事が必要と認めるときは、いつでも招集することができる。
3. 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも5日以前にその会議に附すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 財産目録
- (4) その他、理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を示した者、及び他の会員を代表人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(決議事項の通知)

第27条 総会の議事の要領、及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第28条 総会及び理事会は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 会 計

(会計年度)

第29条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第30条 本会の一般経費は、会費、寄附金、及び事業収入によって支弁する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第32条 この協会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経なければならない。

(細 則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

この定款は平成8年6月12日から施行する。

この定款は平成14年6月25日から施行する。

この定款は平成21年6月25日から施行する。

この定款は平成28年6月17日から施行する。